

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年九月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第二条第一項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 たゞし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第四条中「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。